鈴鹿市告示第６４号

道路運送車両法（昭和２６年法律第１８５号）第３５条第４項の規定により臨時運行の許可をしたものに対して貸与している臨時運行許可番号標のうち、返納がないもの又は当該貸与を受けたものが亡失し、又は毀損したものが失効したので、次のとおり告示する。

令和６年４月１日

鈴鹿市長　末　松　則　子

自動車臨時運行 許可番号標番号	失効年月日	貸与年月日
三重　６７－６６　鈴鹿	令和６年３月２９日	令和５年１０月１３日から 同月１３日まで
三重　６７－５０　鈴鹿	令和６年３月２９日	令和５年１１月１６日から 同月１７日まで
三重　６７－１６　鈴鹿	令和６年３月２９日	令和５年１２月５日から 同月９日まで
三重　６７－２２　鈴鹿	令和６年３月２９日	令和５年１２月４日から 同月８日まで
三重　６７－７１　鈴鹿	令和６年３月２９日	令和５年１２月６日から 同月１０日まで
三重　６７－６５　鈴鹿	令和６年３月２９日	令和５年１２月２９日から 令和６年１月２日まで